

# 和歌山市営住宅 空家入居申込案内書

令和8年度  
[6月]

和歌山市営住宅指定管理者

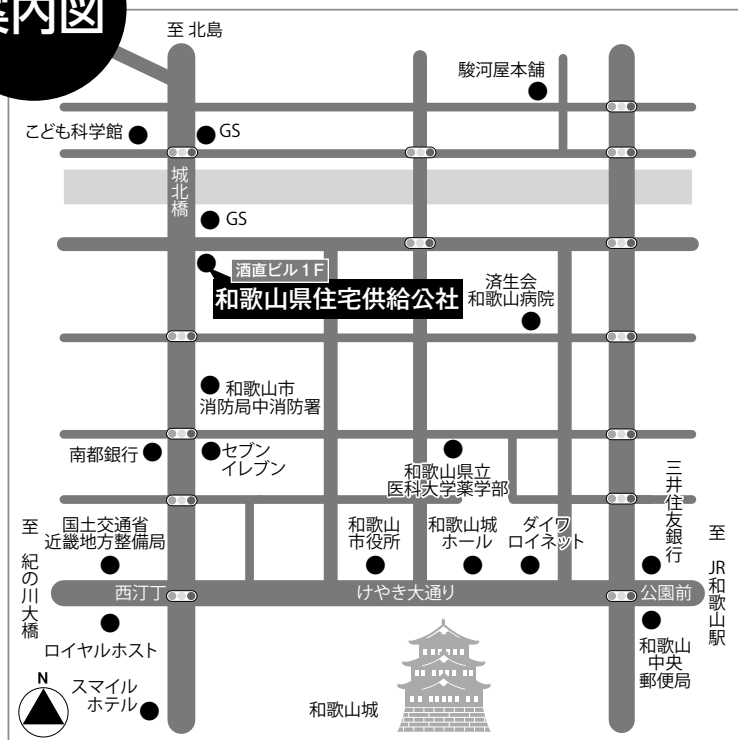
和歌山県住宅供給公社

和歌山市十三番丁30番地 酒直ビル1階

TEL 073-494-7471

FAX 073-422-0733

案内図



【ご相談いただくときのお願い】

申込資格の有無や申込区分の種別等の判定は、入居抽選当選後に全ての書類を提出していただいて初めて確定しますので、それらの書類を確認するまでは最終的な判定はできません。

ご相談の段階では口頭や一部の書類だけでご質問いただくことが多いため、入居資格審査時に提出された書類の内容によっては判定が変わる場合もございますのであらかじめご承知をお願いします。

## 市営住宅は

市営住宅は、住宅に困っておられる低所得者の方々のために建てられた賃貸住宅です。

このため、民間賃貸住宅等とは異なり、公営住宅法や和歌山市営住宅条例などに入居者資格が定められており、いろいろな制限があります。この案内書をよくお読みいただき、お申し込みください。

### 目

### 次

1	申込資格等について	1
2	シルバー向け住宅について	2
3	特定公共賃貸住宅について	3
4	裁量世帯について	4
5	優先抽選について	5
6	申込時に必要な書類	6
7	当選後に必要な書類	6～7
8	収入月額について	8
9	収入月額の計算例	9
10	収入基準早見表	10
11	注意事項	11
12	申込の無効・失格	11
13	間取り図（参考）	12～13
14	申込書記入例	14～16

## 申込資格

下記の条件を満たしている必要があります。

- (1) 和歌山市に住所又は勤務場所があること。【申込最終受付日までに】
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする者（事実婚における配偶者（異性間・同性間は問いません）その他婚姻の予定者を含む）のうち親族以外の者を含めないこと。ただし、不自然な世帯構成（両親が居ながら片親との入居、祖父母との入居、兄弟姉妹のみでの入居等）での申込はできません。
  - ※ 婚姻予定で申込まれる方は、入居可能日までに入籍又は事実婚における共同生活ができる方に限ります。
  - ※ 事実婚関係で申込まれる方は、住民票等で続柄が確認できる場合に限ります。
  - ※ 申し込み時に、単身で出産を予定されている方は、単身世帯となります。
- (3) 本人及び同居者の所有する住宅（共有持分のある方も含む。）がないこと。持ち家の方は原則として入居資格審査時まで本人及び同居者以外に所有権移転登記を完了できる方でないと申込みできません。現在公営住宅（県営・市営等）に居住している方も原則として申込はできません。
- (4) 入居しようとする世帯の収入月額が次の金額であること。
  - 一般世帯：158,000円以下
  - 裁量世帯：214,000円以下（ただし、堀止団地のみ158,000円以下）
  - ※ 一般・裁量世帯の収入月額の計算方法についてはP8～P10ページを参照してください。
- (5) 市税及び過去に市営住宅の家賃等を滞納していないこと。（本人及び同居者）
- (6) 暴力団員でないこと。（本人及び同居者）
  - ※ 暴力団員：暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員

### 親子近居向け住宅（対象団地は向団地です。）

上記の申込資格に加え次の要件①～③に該当している方に限ります。

- ① 申込む世帯が親世帯の場合、60歳以上の単身の方か、又は配偶者と2人の世帯であること
- ② 申込む世帯が子世帯の場合、夫婦（婚姻予定を含む）、もしくは親子を中心とする2人以上の世帯であること【当選後、親子関係がわかる公的資料（戸籍謄本、住民票等）の提出が必要です。】
- ③ 向団地と親世帯（又は子世帯）との距離が、概ね2km以内であること

### 和歌山市外に居住する子育て世帯が、申込可能な市営住宅

#### （対象団地は向団地及び菖蒲ヶ丘団地です。）

- 子育て世帯とは中学校卒業まで（満15歳に達した日の属する学年の終わりまで。以下同じ。）の子と同居している世帯のことです。【当選後、親子関係がわかる公的資料（戸籍謄本等、住民票等）の提出が必要です。】

### 身体障害者向け住宅（単身入居可）

上記の申込資格に加え次のいずれかに該当し、募集対象住宅の目的と同一の障害がある方に限ります。

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている方で、身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までの方
- ② 戦傷病者手帳の交付を受けている方で、恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表ノ3の第1款症の方

### 単身入居についての注意事項

対象団地は、向団地、菖蒲ヶ丘団地、ビューつつじが丘団地（2DK）、湊御殿第2団地（2LDK）です。ただし、ビューつつじが丘団地（2DK）、湊御殿第2団地（2LDK）については、申込最終受付日現在で60歳以上の方から申込みができます。

- ① 家族を不自然に分割しての申込みはできません。
- ② 身体上著しい障害があるため常時の介護を受けることができず、又は受けることが困難であると認められる方につきましては、申込みをすることができない場合があります。

# シルバー向け住宅

(対象はラブリー松江団地の一部の部屋のみです。)

1 ページの申込資格（2 を除く）に該当し、かつ、次①～③のいずれかの条件に該当する方に限ります。なお、単身の場合「単身入居の資格認定のための申立書」にて審査を行います。

- ① 60歳以上の単身の方
- ② 高齢者（60歳以上）のみからなる世帯
- ③ 夫婦のみの世帯で夫婦いずれか一方が60歳以上であること

高齢者に対する生活相談・指導、緊急時の対応などを行う生活援助員（L S A）を配置し、非常時（急病など）に備えた緊急通報システムを設けています。また、高齢者に対する安全や使いやすさに配慮した設備（浴槽、トイレの手すり）を設けています。

また、一般向け住宅と各階で混在するため、若年層の方等の近隣に住むことができます。

## 生活援助員（L S A）の行うサービスについて

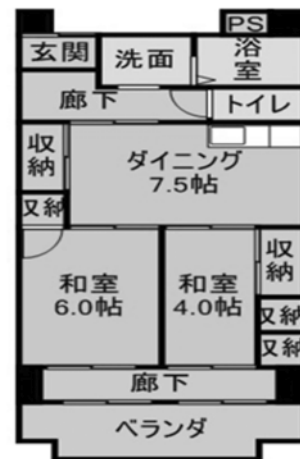
- ・生活に関する相談及び指導
- ・安否確認
- ・一時的に家事ができないときの援助
- ・緊急時の対応

## 生活援助員（L S A）は、介護のための

ホームヘルパーではありません。

（詳しくは市役所地域包括支援課（TEL 435-1197）にお問い合わせください。）

## ラブリー松江(2DK・シルバー)



## 緊急通報システムについて

押しボタン等で和歌山市の委託先（警備会社）に緊急通報ができるようにしています。

○次表の世帯区分に応じて費用を負担していただくことになっています。

世帯区分	入居者負担額（1ヶ月あたり）
生活保護法による被保護者	0円
生活中心者の前年所得税非課税	0円
生活中心者の前年所得税年額 9,600円以下	1,500円
生活中心者の前年所得税年額 9,601円～32,400円	2,600円
生活中心者の前年所得税年額32,401円～42,000円	3,800円
生活中心者の前年所得税年額42,001円以上	4,900円

## 特定公共賃貸住宅

(対象はラブリー松江団地の一部の部屋のみです。)

### 申込資格

- ①同居する親世帯・子世帯とも、和歌山市に住所又は勤務先があること。【申込最終受付日までに】
- ②同居又は同居しようとする親族（事実婚における配偶者（異性間・同性間を問いません）その他婚姻の予定者及び里子等を含む。）があること。
- ③同居する親世帯・子世帯については、独立した世帯であること。（世帯分離が可能な世帯）
- ④本人及び同居者の所有する住宅(共有持分のある方も含む)がないこと。
- ⑤収入月額が、親世帯・子世帯の合わせて139,001円以上487,000円以下であること。  
ただし、158,000円未満の場合は、所得の上昇が見込まれる方に限ります。（P8～P10）
- ⑥市税等の滞納がないこと。（本人及び同居者）
- ⑦本人及び同居者が暴力団員でないこと。

※敷金は264,000円（月額家賃の3か月分）です。

※駐車場を使用される場合は、月額4,400円が必要です。

※共益費は実費（2か月に1度、水道料と併せて支払い）です。

間取り図



## 裁量世帯について

次の要件①～⑨のいずれかに該当する世帯の方は、申込資格(4)に定める計算後の月収額が214,000円以下（堀止団地のみ158,000円以下）であれば申込みできます。

いずれの条件にも該当しない場合は、一般世帯（収入月額158,000円以下）となります。

対象世帯	世帯要件	当選後提出書類
①高齢者世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>■申込者本人及び同居親族がすべて60歳以上の世帯</li> <li>■申込者本人が60歳以上で同居親族が18歳未満からなる世帯</li> </ul>	不要 (住民票で確認します)
②身体障害者世帯	身体障害者手帳1級から4級までの交付を受けている世帯	身体障害者手帳のすべてのページの写し
③精神障害者世帯	精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の交付を受けている世帯	精神障害者保健福祉手帳の写し
④知的障害者世帯	知的障害の程度がA1、A2又はB1と判定されている世帯	療育手帳のすべてのページの写し
⑤戦傷病者世帯	戦傷病者手帳の交付を受けており、恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症の障害がある世帯	戦傷病者手帳の写し
⑥原子爆弾被害者世帯	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により、厚生労働大臣の認定を受けている世帯	医療特別手当証書の写し
⑦引揚者世帯	海外からの引揚者であることの証明書の交付を受けており、本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方がいる世帯	永住帰国者証明書の写し
⑧ハンセン病療養所入所者等世帯	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定する、ハンセン病療養所入所者等に該当する方がいる世帯	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定する国立ハンセン病療養所等の長の証明
⑨子育て世帯	中学校卒業までの子と同居する世帯	不要 (住民票で確認します)

上記①～⑨の世帯要件の基準日は申込受付最終日です。

## 優先抽選について (優先区分を設けている団地が対象です)

次の世帯要件を満たしていると、抽選時において優先枠と一般枠との計2回抽選機会を得ることができます。

対象世帯	世帯要件
①高齢者世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>■申込者本人及び同居親族がすべて60歳以上の世帯</li> <li>■申込者本人が60歳以上で同居親族が18歳未満からなる世帯</li> </ul>
②身体障害者世帯	申込者又は同居者が、 <u>申込受付日までに</u> 、身体障害者手帳1級から4級までの交付を受けている世帯
③精神障害者世帯	申込者又は同居者が、 <u>申込受付日までに</u> 、精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の交付を受けている世帯
④知的障害者世帯	申込者又は同居者が、 <u>申込受付日までに</u> 、知的障害の程度が重度(A1、A2)又は中度(B1)と判定されている世帯
⑤難病患者世帯	申込者又は同居者が、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」第1条に定めるいずれかの疾患の対象となる難病患者がいる世帯
⑥戦傷病者世帯	申込者又は同居者が、戦傷病者手帳の交付を受けており、恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症の方がいる世帯
⑦※ひとり親世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>■配偶者のない女子又は男子で現に20歳未満の子を扶養している世帯</li> <li>■児童扶養手当の遺棄の認定を受けている世帯</li> </ul>
⑧家庭内暴力(DV)被害世帯	<p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者で、次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■同法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は同法第5条の規定による保護もしくは母子生活支援施設による保護が終了した日から起算して5年を経過していない方</li> <li>■同法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った方で、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方</li> <li>■女性相談支援センター等による配偶者からの暴力を受けている旨の証明を受けている方</li> </ul>
⑨多子世帯	18歳未満の扶養家族である児童を3人以上有する世帯
⑩申込回数	直近の募集に連続5回以上申込みをしている世帯
⑪犯罪により従前の住居に居住することが困難となったことが明らかな者	<p>次のいずれかに該当することが警察又は警察当局への確認等により客観的に証明される方であること。なお上記の確認に際して、同意書を提出していただく場合がございますのであらかじめご了承ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■犯罪により収入が減少し生活維持が困難となった方</li> <li>■現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために、当該住宅に居住し続けることが困難となった方</li> </ul>

※⑦のひとり親世帯について、裁判所において離婚調停を受けている方については、裁判所が発行する証明書を添付することで申込みすることが可能となりますが、入居資格審査時までには離婚が成立しなければ入居することができません。当事者同士において離婚協議中の方も入居資格審査時までには離婚が成立しなければ入居することができません。

上記の①～⑪の世帯に該当するか不明な方、また疑問のある方は事前に住宅供給公社までご相談ください。①～⑪の世帯として優先の申込みで当選されても、審査により優先抽選の対象となる①～⑪の世帯として認められなかった場合は、失格となり入居できません。

**優先で申込を希望される方は、必ず申込時に「優先区分での申込希望」とお申込みください。**

## 申込時に必要な書類

### 申込書

申込受付後の申込団地等の内容変更はできません。

## 当選後に必要な書類（当選者のみ）

提出期限日までに提出のない場合は入居権利がなくなります。

- 個人番号（マイナンバー）を入居予定者の全員分、申込書に記載して頂きます。  
※入居審査時に番号通知カードもしくはマイナンバーカードを入居予定者全員分提示して頂きます。  
※番号通知カードもしくはマイナンバーカードを提示できない方は、令和8年度市・県民税（非）課税（令和7年分所得）証明書（所得控除額の内訳有）と世帯全員の住民票（続柄記載有）が必要となる場合があります。
- 市税の完納証明書  
（入居予定者の全員分、ただし中学生の方までは不要）
- 固定資産非登載証明書  
（固定資産非登載証明書は、市役所2階資産税課で発行しています。）  
（入居予定者の全員分、ただし中学生の方までは不要）
- 戸籍謄本（該当される方のみ必要です）  
親子関係や配偶者がいないことを確認する為に必要です。
- ひとり親家庭等医療費受給者証・児童扶養手当証書（該当される方のみ必要です）  
ひとり親世帯で申込みの場合は、配偶者がいないことを確認するために必要です。
- 婚約等証明書（該当される方のみ必要です）  
入居可能日までに入籍又は事実婚による共同生活を開始する事が確実であることを双方の父母その他関係を証明できる方が証明したものを添付してください。

□ **その他**（裁量世帯に該当する方は4ページ記載の添付書類が必要です）

□ **給与支払証明書・退職証明書等**

①又は②に該当する方で令和7年の1年間の所得に比べて現在大幅な減収となっている場合は最新の所得状況にて家賃額を算定しますので、添付書類も提出してください。

① 令和7年1月以降に就職又は転職して、現在まで引き続き勤務している方

② 令和7年1月以降に退職して、現在は無職の方

（添付書類）

①に該当する方は、雇用主の証明印がある給与支払証明書（現在、勤務されている事業所で就職又は転職の月の翌月から1年間の各月の給与支払額（税込み）が必要です。

1年に満たないときは申込前月までの各月の給与支払証明書が必要です。

②に該当する方は、事業主の印のある退職証明書が必要です。

※ 雇用保険受給資格者証、共済組合脱退証明書等、退職年月日がわかるものの写し（公的機関が発行したものに限り）がある場合は、退職証明書を提出する必要はありません。

※ 退職証明書等の提出がない場合は、入居資格の審査や家賃計算ができませんので必ず提出して下さい。

#### **個人情報の保護について**

**提出していただいた書類等の個人情報については、収集・利用の制限、漏えいや滅失に対する防止等、個人情報の保護に努めます。**

**提出書類につきましては返却いたしません。**

## 収入月額について

収入月額とは、入居申込みをされる世帯全員の年間総所得額から所定の控除額を引いて12か月で割った金額のことをいいます。

$$\text{収入月額} = (\text{世帯全員の年間総所得額} - \text{控除額}) \div 12$$

また、収入月額の該当する収入分位が家賃と対応しています。

### 収入月額の計算方法

所得税法に基づき計算方法を示しております。  
(令和8年4月1日現在)

#### 年間総所得額の算出

#### A) 支払給与の総額（年収推定給与の総額）を所得金額に直す計算

給与等の収入金額（税込）		給与所得の計算方法
0円～ 650,999円		0円
651,000円～ 1,899,999円		(収入金額) - 650,000円
1,900,000円～ 3,599,999円	年間収入金額を4,000で割り、その答の1円未満を切り捨てた後、4,000を掛け戻した額を右の(A)にあてはめてください。	(A) × 0.7 - 80,000円
3,600,000円～ 6,599,999円		(A) × 0.8 - 440,000円

#### B) 年間総所得金額の計算（事業所得者の場合）

$$\text{年間総収入金額} - \text{税法上の必要経費} = \text{所得金額}$$

#### C) 公的年金等に係る雑所得の計算方法

受給者の年齢	公的年金等の収入金額の合計	所得金額に直す計算式
昭和36年1月1日以前に生まれた方 (65歳以上の方)	0円～ 1,100,000円	0円となります
	1,100,001円～ 3,299,999円	年金の金額 - 1,100,000円
	3,300,000円～ 4,099,999円	年金の金額 × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円～ 7,699,999円	年金の金額 × 0.85 - 685,000円
	7,700,000円以上	年金の金額 × 0.95 - 1,455,000円
昭和36年1月2日以後に生まれた方 (64歳以下の方)	0円～ 600,000円	0円となります
	600,001円～ 1,299,999円	年金の金額 - 600,000円
	1,300,000円～ 4,099,999円	年金の金額 × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円～ 7,699,999円	年金の金額 × 0.85 - 685,000円
	7,700,000円以上	年金の金額 × 0.95 - 1,455,000円

控除額の算定

下記の年齢基準日は、令和8年1月1日です。

控除対象	範囲	控除額
同居親族	本人以外の同居者	1人につき38万円
同居していない扶養親族	同居していない所得税法上の控除対象配偶者 又は扶養親族	1人につき38万円
老人扶養親族	70歳以上の控除対象配偶者及び扶養親族	1人につき10万円
特定扶養親族	16歳以上23歳未満の扶養親族	1人につき25万円
障害者	次に該当する方 身体障害者手帳所持者 療育手帳所持者 戦傷病者手帳所持者 精神障害者保健福祉手帳所持者	1人につき27万円
	特別障害者 障害者のうち、次に該当する方 身体障害者手帳（1級、2級） 療育手帳（A1、A2） 戦傷病者手帳（特別項症～第3項症） 精神障害者保健福祉手帳（1級） 原爆被爆者被爆認定者	1人につき40万円
ひとり親	婚姻をしていない又は配偶者と離婚・死別等をした後に婚姻又は事実婚状態にない方で、生計を一にする子（所得58万円以下かつ他者の扶養になっていない。）を有し、合計所得額が500万円以下である方	35万円 (所得が35万円未満の場合はその金額)
寡婦	上記のひとり親控除には該当せず、事実婚状態にない方で、以下のいずれかの要件を満たす方 ・夫と離別した人で、扶養親族があり、合計所得額が500万円以下である方 ・夫と死別等した人で、合計所得額が500万円以下である方	27万円 (所得が27万円未満の場合はその金額)
給与所得者 公的年金等所得者	申込者本人又は同居親族で過去一年間において給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者(その者の所得等の金額が10万円未満である場合はその金額)	10万円 (上記と重複して控除することができます。)

収入月額計算例

[給与所得者が2人の場合]

● 家族構成

◇本人（47歳）	年間総収入金額 3,484,000円	控除額合計 1,860,000円 同居親族3名 38万×3=114万 特定扶養（長女） 25万 障害者（長女） 27万 給与所得者2名 10万×2=20万
◇妻（46歳）	無職	
◇長男（23歳）	年間総収入金額 1,680,000円	
◇長女（17歳）	高校生（身体障害者4級）	

● 計算方法（注：年間総収入金額を年間総所得金額に換算する。）

◇本人の年間給与所得金額（P8 Aの表の計算方法より参照）	
3,484,000円	× 0.7 - 80,000円 = 2,358,800円
◇長男の年間給与所得金額（P8 Aの表の計算方法より参照）	
1,680,000円	- 650,000円 = 1,030,000円

[申込家族の収入月額]

(本人の年間給与所得金額+長男の年間給与所得金額-該当控除額)÷12=計算後の収入月額  
(2,358,800円 +1,030,000円 - 1,860,000円) ÷12=127,400円

計算後の収入月額127,400円を、[収入分位表（P10）]の収入月額にあてはめると、③の欄の収入月額になり、【入居者募集団地一覧】の家賃欄の番号で入居希望の団地の家賃がわかるようになっています。

## 収入月額と収入分位の対応表

収入分位表

※ 算出した収入月額から分位を確認してください。該当する収入分位と家賃額が対応しています。

		収入月額	募集団地一覧の家賃欄の番号
一般世帯の入居可能な収入基準	一般世帯の入居可能な収入基準	0円～104,000円	①の額
		104,001円～123,000円	②の額
		123,001円～139,000円	③の額
		139,001円～158,000円	④の額
	裁量世帯の入居可能な収入基準	158,001円～186,000円	⑤の額
		186,001円～214,000円	⑥の額

収入分位表（掘止団地のみ）

		収入月額	募集団地一覧の家賃欄の番号
入居可能な収入基準	入居可能な収入基準	0円～104,000円	①の額
		104,001円～123,000円	②の額
		123,001円～139,000円	③の額
		139,001円～158,000円	④の額

## 収入基準早見表（一般世帯）

この収入基準早見表は収入のある人が1人と仮定し、同居（扶養）親族控除のみ考慮して計算したものです。すべての方がこの表に該当するわけではありませんのでご注意ください。

税込み 年収額	申込み世帯人数				
	1人	2人	3人	4人	5人
① 第1分位に該当	¥0 ∩ ¥2,043,999	¥0 ∩ ¥2,583,999	¥0 ∩ ¥3,127,999	¥0 ∩ ¥3,663,999	¥0 ∩ ¥4,135,999
② 第2分位に該当	¥2,044,000 ∩ ¥2,367,999	¥2,584,000 ∩ ¥2,911,999	¥3,128,000 ∩ ¥3,451,999	¥3,664,000 ∩ ¥3,947,999	¥4,136,000 ∩ ¥4,423,999
③ 第3分位に該当	¥2,368,000 ∩ ¥2,643,999	¥2,912,000 ∩ ¥3,183,999	¥3,452,000 ∩ ¥3,711,999	¥3,948,000 ∩ ¥4,187,999	¥4,424,000 ∩ ¥4,663,999
④ 第4分位に該当	¥2,644,000 ∩ ¥2,967,999	¥3,184,999 ∩ ¥3,511,999	¥3,712,000 ∩ ¥3,995,999	¥4,188,000 ∩ ¥4,471,999	¥4,664,000 ∩ ¥4,947,999

## 注意事項

今回の空家募集で入居していただく住宅は、あくまでも以前に入居者が居住していた住宅で、**新築のような状態でないため、修繕等についてできかねる箇所もあります**のでご了承願います。

- (1) 緊急連絡人が1名必要です。(原則として和歌山市に住所を有する親族の方。)
- (2) 入居手続き時には、当月家賃と敷金(家賃の3か月分)が必要です。
- (3) 家賃のほかに共用部の維持管理費(共用水栓・電灯・街路灯・浄化槽等に係る費用)が必要です。団地により異なります。
- (4) 家賃は、口座振替でお願いします。口座振替の日は、毎月末日(その日が金融機関の休日の場合には翌営業日になります。)です。3か月以上家賃を滞納された場合、明渡請求の対象となります。
- (5) 毎年度の家賃額は、毎年度住んでいる方全員の収入の申告により決定します。申告がない場合は、近傍同種(民間並み)の家賃となります。
- (6) 入居時、一部の住宅を除いて、給湯器、網戸、カーテンレールなどを、入居者で設置することが必要です。また、退去時には、これらの設置したものの撤去、その他修繕が必要な場合があります。
- (7) 団地内での動物(犬・猫・鳥等)の飼育は禁止されています。また一時預かりも厳禁です。
- (8) 団地周辺への駐車はしないでください。
- (9) 希望される団地の周辺環境については、申込者ご自身で確認してください。入居前のお部屋の内覧はできませんので、あらかじめご了承ください。
- (10) 入居時、申込書に記載した方が同時に入居できることが必要です。申込み後同居親族に変更があった場合は失格になる場合があります。

## 申込の無効・失格

- (1) 申込資格に適合しないことが判明した場合又は入居可能日までに申込資格に適合しなくなった場合(例：同居予定親族の死亡等により単身となった場合や、名義人及び同居予定親族に家屋の所有が判明した場合等)
- (2) 市営住宅入居申込書その他の提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 市営住宅入居申込書に必要事項が記載されていない場合
- (4) 受付後、指定期日までに追加書類の提出ができなかった場合
- (5) 1世帯で2件以上の申込をした場合
- (6) 入居する権利を他人に譲渡した場合
- (7) 現に同居しようとする方が、入居申込時の同居予定者と相違する場合(出生又は死亡による場合は除く)
- (8) 単身申込不可の団地に単身で申込んだ場合
- (9) 入居手続きを指定する期日までに行わなかった場合
- (10) 申込後、住所等を変更したにもかかわらず届出をしなかった場合

# 間取り図(参考)

この間取り図は、各団地の基本的な間取りです。今回募集対象の部屋とは若干異なる場合があります。また、正確な広さを表したものではありません。

菖蒲ヶ丘(3DK・一般・視覚・聴覚)



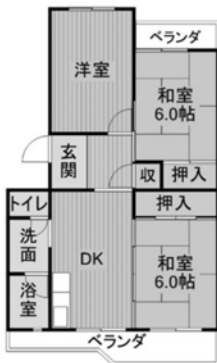
菖蒲ヶ丘(2DK・肢体)



向(3DK・一般・視覚・聴覚)



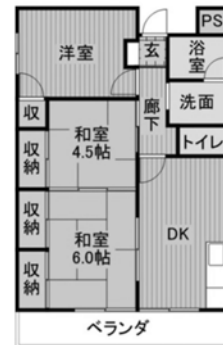
紀和駅(3DK・一般・視覚・聴覚)



紀和駅(2DK・肢体)



塩屋第2(3DK・一般)



塩屋第2(2LDK・一般)



北島(3DK・一般)



広瀬(2LDK・一般・視覚・聴覚)



吹屋町(2LDK・一般)



東長町(2LDK・一般)



加太城ヶ崎(3DK・一般)



加太城ケ崎(2LDK・一般)



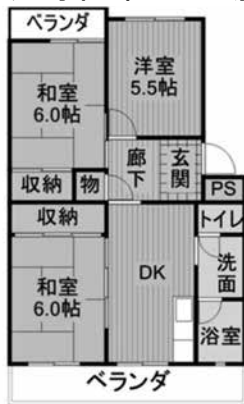
葉種畑(3DK・一般)



葉種畑(2LDK・一般・視覚・聴覚)



中之島第2(3DK・一般)



中之島第2(2LDK・一般)



湊御殿第2(3DK・一般)



湊御殿第2(2LDK・一般・視覚・聴覚)



ラブリー松江(3LDK・一般・聴覚)



ラブリー松江(2DK・肢体)



ビューつつじが丘(3LDK・一般・聴覚)



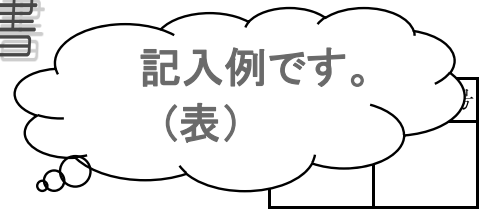
ビューつつじが丘(2DK・一般)



堀止(3DK・一般)



# 市営住宅入居申込書



申込区分	書類審査	決定住宅番号
優先・一般 ※	※	※
B		棟号

(宛先)和歌山市長

募集团地一覧表の左端欄の区分から入居を希望される団地の区分記号を記入してください。

令和 △ △ 年 △ △ 月 △ △ 日

申込者氏名 和歌山 住一

次のとおり市営住宅の入居を申し込みます。

入居希望の団地名を記入してください。

なお、入居者資格に該当しないこと又はこの申込書が明らかになったときは、申込みを無効とし、又は入居の決定を取り消されても異議はありません。

申込市営住宅名	○○○団地	入居時家賃月額	※
申込者現住所	〒640-8152 和歌山市十番丁××番地 ○△マンション301号		
申込者氏名	ふりがな わかやま すみかず	自宅電話番号	435-1098
	和歌山 住一	申込者携帯電話番号	090-0000-××××
個人番号	1 2 3 4	5 6 7 8	9 0 0 0
申込者勤務先	名称 ○×商事株式会社	所在地 和歌山市七番丁××番地	電話番号 435-1277
婚姻予定日	年 月 日 (注意事項)婚姻予定の者のみ記入してください。		

◎同居する予定の家族全員の状況

続柄	ふりがな 同居者氏名	個人番号				生年月日	勤務先	備考								
本人	わかやま すみかず 和歌山 住一	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	0	0	M・T S・H R ○年 ○月 ○日	○×商事株式会社	
妻	わかやま しゅうこ 和歌山 収子	2	3	4	5	6	7	8	9	1	0	0	0	M・T S・H R ○年 ○月 ○日	無職	
子	わかやま けん 和歌山 建	3	4	5	6	7	8	9	1	2	0	0	0	M・T S・H R ○年 ○月 ○日	高校1年生	
														M・T S・H R ○年 ○月 ○日		
														M・T S・H R ○年 ○月 ○日		

◎同居しないが扶養している親族の状況

続柄	ふりがな 氏名	個人番号				生年月日	勤務先	備考								
														M・T S・H R 年 月 日		
														M・T S・H R 年 月 日		

(注)裏面も記入してください。

※印欄は、記入しないでください。



## もう一度確認してください。

1. 太線内に記入もれはありませんか。  
記入もれがあると受付できない場合がありますので、ご注意ください。

※お申し込みは、1世帯に1通に限ります。

2通以上、申込まれると失格となります。

※入居のとき申込書に記載した方全員が同時に入居できること。

当選されても同居親族に変更があった場合は失格になることがあります。

郵便はがき



6 4 0 - 8 1 5 2

と	和歌山市十番丁××番地
こ	○△マンション301号
ろ	様方

な	和歌山 住一 様
まえ	

あなたの住所・氏名・郵便番号をハッキリと

和歌山市営住宅指定管理者  
和歌山県住宅供給公社  
和歌山市十三番丁30番地 酒直ビル1階  
TEL 073-494-7471

郵便はがき



6 4 0 - 8 1 5 2

と	和歌山市十番丁××番地
こ	○△マンション301号
ろ	様方

な	和歌山 住一 様
まえ	

あなたの住所・氏名・郵便番号をハッキリと

和歌山市営住宅指定管理者  
和歌山県住宅供給公社  
和歌山市十三番丁30番地 酒直ビル1階  
TEL 073-494-7471

(きりはなさないでください。)

(きりはなさないでください。)



